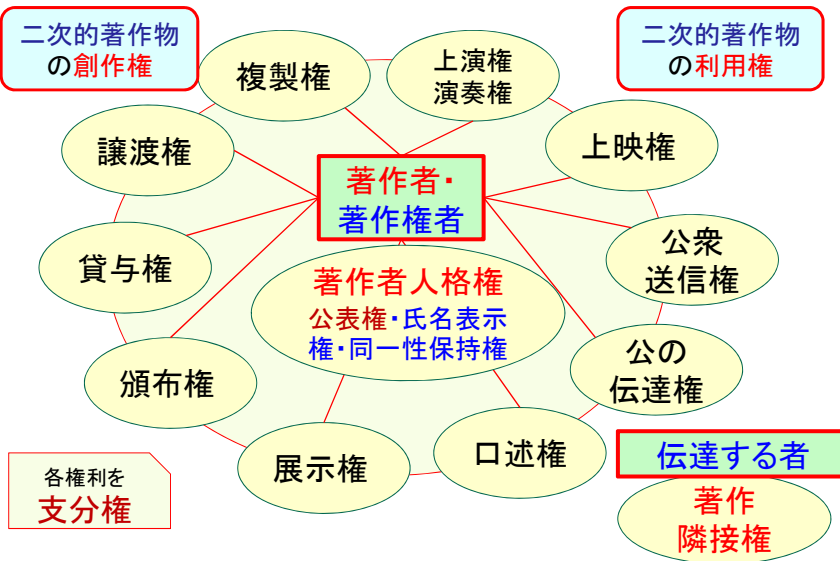


著作物の利用

著作権の目的とならない
著作物の保護期間 権利
の消滅 フェアユース

杉山 務

著作権



著作物の利用

- 保護対象とならない著作物
- 保護期間満了の著作物
- 著作権者の了解を得る
- 著作権の譲渡を受ける
- 適法に譲渡された著作物 消尽
- 出版権の設定を受ける
- 文化庁長官の裁定
- **著作権が制限されている利用**

3

保護対象とならない著作物

13条

著作物とは 思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（2条）

著作物でないものは、保護対象ではない

著作物であっても保護対象とならないものがある

（権利の目的とならない著作物）

13条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

4

保護対象とならない著作物

10条②③13条

著作物でないものは、保護対象ではない
 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道
 プログラム言語、規約及び解法
表現の選択が狭い表現
 だれがやっても同じ表現

保護を受ける著作物

6条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 日本国民の著作物
- 二 最初に国内において発行された著作物
- 三 条約による著作物

7条（保護を受ける実演） **8条**（保護を受けるレコード） **9条**（保護を受ける放送）
9条の2（保護を受ける有線放送）

5

権利の目的とならない著作物

13条

- ・ 憲法や**法律** 条約、命令、条例、規則
- ・ 告示、訓令、**通達**（国や地方公共団体発行）
 白書などの報告書は含まれない
- ・ 裁判所の**判決**、決定、命令、行政庁の採決、決定
 特許庁の審決
- ・ 法律や告示、判決などの**翻訳物**、**編集物**
 私人の作成する翻訳物や編集物は保護対象

国民に広く**周知徹底**を図るものであるから、何人も自由に利用できる状態にしておくことが必要

著作権が発生せず著作人格権もないから加工・編集自由

6

龍溪書舎事件

東京高裁570422

本件著作物は、近代における日本及び日本人の海外経済活動に関する調査を**経済史的見地から分析整理**して叙述したものであり、史料的、学術的価値が高く、当面すべき対連合関係の賠償問題及び日本人の在外資産の補償問題等に対処するため、**政府部内の執務資料**として編さんされたものであり、**一般に公示して周知させるべき性質の著作物でない**ことは明らかで、**学術に関する著作物として著作権の目的となる**ものである。

7

保護期間が切れている著作物

保護期間 (51条～58条)

原則(51条)	著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる著作者の 死後 (共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後) 50年 を経過するまでの間、存続
団体名義の著作物の保護期間(53条)	その著作物の 公表後50年
映画の著作物の保護期間(54条)	公表後70年
著作隣接権	実演から50年
無名・変名の著作物	著作者不明の場合 公表後50年

これらの期間は50年から70年に法改正:TPP関連

著作権者の了解を得る

☆個々に契約を行い，利用許諾を得る



契約窓口の一本化



権利の集中管理

対象：著作権（音楽，小説，脚本）
業務：許可制
使用料規定：認可制

旧法：仲介業務法 昭和14年～

対象：著作権・著作隣接権全般
業務：登録制
使用料規定：届出制
協議・裁定制度

新法：著作権等管理事業法 平成13年10月～

著作権譲渡

著作権の譲渡

著作権は，その全部又は一部を譲渡可能

（譲渡権） ※ 映画は別途規定

26条の2 著作権者は，その著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は，著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には，適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

五 国外において，前項に規定する権利に相当する権利を害することなく，又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

この1号が「消尽」の規定；適法な譲渡であれば権利は消尽し，再度の権利主張はできない。また，5号により「国際消尽」を規定する。

（著作権の譲渡）

61条。著作権は，その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において，27条又は28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは，これらの権利は，譲渡した者に留保されたものと推定する。

著作権消滅

著作権の消滅

- ・ 相続人が不存在の場合
 - ・ 著作権者である法人が解散した場合
- 著作権は**消滅**

(相続人の不存在の場合等における著作権の消滅)

62条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法959条(残余財産の国庫への帰属)の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

保護期間の満了による消滅

Q; 著作権は放棄できるか。

出版権、裁定

複製権を有する著作物(小説, マンガ, 詩歌)の**出版権**の設定

著作権の利用法の中で、**最も典型的**なものが出版
21条規定の権利(複製権)について、
出版に関し、79条～88条で規定

文化庁長官の裁定による利用

著作者不明の場合や許諾を得られない場合、文化の発展
が阻害されるおそれがあるから、利害調整のため、文化
庁長官が裁定 (**67条～74条**) **孤児著作物**

著作権の制限

定められた条件のもとで、著作権者の許諾を受けることなく無断で利用できる場合があり、利用にあたっては、原則として出所の明示が必要となる

- (1) 私的使用のための複製(30条)
- (2) 図書館等における複製(31条)
- (3) 引用(32条)
- (5) 学校その他の教育機関における複製(35条)
遠隔授業教材の送信
- (6) 試験問題としての複製(36条)
インターネットによる試験問題の送信
- (8) 営利を目的としない上演等(38条)
- (16) その他, 写り込み等の利用(24年改正)

公正な利用: フェアユース

1 私的使用のための複製 (30条)

文献の複写, 写真コピー, ネット上のデータのコピー
テレビ番組の録画、音楽CDのCD-RやiPodなどへのコピー



条件:

家庭内などの限られた範囲内で仕事以外の目的に利用すること
使用する本人がコピーすること

誰でも使える状態で設置してあるダビング機などを用いないこと
当分の間は、コンビニのコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除く

コピープロテクション(コピーガード)を解除してコピーするものでないこと
同様に、解除されていることを知りつつコピーするものでないこと

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第一百九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。



2 図書館等における複製 (31条)

著作権の制限



条件:

複製行為の主体が**図書館**等であること。

営利を目的としない事業として複製すること

図書館等が**所蔵**している資料を用いて複製すること

コピーサービスの場合には、

利用者の求めに応じ、

利用者の調査**研究**の目的のために、

公表された著作物の**一部分**を

二人につき**1部** 提供するための複製であること

保存のための複製の場合には、汚損の激しい資料等の複製に限ること

他の図書館への提供のための複製の場合には、**絶版**等一般に入手することが困難である資料の複製を求められたものであること

3 引用・転載・利用

(32条)

「引用」

著作物を引用、転載、利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、出所の明示が必要

(参照:最判昭和55年3月28日「パロディー事件」)

条件:

公表されている著作物であること

報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること

他人の著作物を引用する**必然性**があること

かぎ括弧をつけるなど、引用部分が明確に**区別**されていること

引用部分とそれ以外との**主従**関係が明確であること

(自分の著作物が主体)

Q:美術の展示会入場券に展示物の写真を無断で入れることは、引用として認められるか。

パロディ（モンタージュ）

最三判550328

モンタージュ写真の作成発行による著作者人格権の侵害

引用とは、自己の著作物中に他人の著作物の一部を採録することをいい、引用側と被引用著作物とを明瞭に区別して認識でき、**主従の関係**があることを要す



雪の斜面をスノータイヤの痕跡のようなシュプールを描いて滑降して来たスキーヤーを撮影して著作したカラーの山岳風景写真の一部を省き、シュプールをタイヤの痕跡に見立ててその起点にあたる雪の斜面上縁に巨大なスノータイヤの写真を合成した白黒のモンタージュ写真を発行することは、**著作者人格権を侵害する**



※ パロディとしての表現上必要な範囲で表現形式を模した写真を自ら撮影すれば

17

美術鑑定証書事件

知財高裁221013



引用が許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したもので、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要

引用としての利用に当たるか否かの判断においては、利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない

美術鑑定証書事件

最決平成24年3月13日上告不受理

著作物の鑑定のために複製を利用することは、著作権法の規定する引用の目的に含まれ、その方法ないし態様としてみても、社会通念上、合理的な範囲にとどまる

カラーコピーが美術書等に添付されて頒布された場合などとは異なり、**経済的利益を得る機会が失われる**ということも考え難い

本件各鑑定証書を作製するに際して、その裏面に本件各コピーを添付したことは、著作物を引用して鑑定する方法ないし態様において、その鑑定に求められる**公正な慣行に合致したもの**ということができ、かつ、その引用の目的上でも、**正当な範囲内**のものである

32条1項における引用として適法とされるためには、**利用者が自己の著作物中で他人の著作物を利用した場合であることは要件でない**と解される

ま と め



- 1 裁判所の判決は、著作権法上、権利の目的とならないため、私人が判決を翻訳したものも、著作権法上、権利の目的にならない
- 2 原著作物に係る著作権の存続期間が消滅すると、二次的著作物に係る著作権の存続期間も消滅する
- 3 外国人の著作物が最初に日本法の施行地外で発行された場合、日本国の著作権法による保護を受けることができる場合はない

ご清聴 ありがとうございました。